

令和 3 年度 結城市社会福祉協議会ひとり親世帯等児童生徒入学祝品贈呈事業実施要項

(目的)

第 1 条 この要項は、共同募金配分金事業を原資とし、本市に居住するひとり親世帯等の児童生徒に対し、入学祝品（以下「祝品」という。）を贈呈し入学を祝うとともに、ひとり親世帯等に対する福祉の増進を図ることを目的とする。

第 2 条 この事業の対象者は、令和 3 年 6 月 1 日現在において、本市に居住する次の各号のいずれかに該当する世帯で、令和 3 年度に結城市内外の小学校または中学校及び特別支援学校の小学部または中学部に入学した児童生徒とする。

- (1) 母子世帯
- (2) 父子世帯
- (3) 児童扶養手当支給対象世帯

(祝品の内容)

第 3 条 祝品の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、予算の範囲内で実施するものとする。

- (1) 図書カード（2,000 円分）

(申請)

第 4 条 祝品の申請者は対象者の保護者とし、ひとり親世帯等児童生徒入学祝品贈呈事業申請書（様式第 1 号）に次の各号のいずれかの写しを添付し、結城市社会福祉協議会会長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員が記載された住民票（謄本）
- (2) 児童扶養手当証書

(贈呈方法)

第 5 条 申請書の提出を受けたあと、速やかに申請内容を確認し、記載事項に誤りがないと確認できた場合に祝品を贈呈する。

(補則)

第 6 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、結城市社会福祉協議会会長が別に定める。

付 則

この要項は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

令和 3 年度 結城市社会福祉協議会ひとり親世帯等
児童生徒入学祝品贈呈事業対象者

- 小学校入学（特別支援学校小学部）
平成 26 年 4 月 2 日生まれ ～ 平成 27 年 4 月 1 日生まれ

- 中学校入学（特別支援学校中学部）
平成 20 年 4 月 2 日生まれ ～ 平成 21 年 4 月 1 日生まれ

- ※ 対象者は、市内在住の者で、市内外の小学校または中学校（特別支援学校小学部または中学部）に入学をした児童生徒のいる世帯。

- ※ 児童扶養手当証書について、令和 3 年 10 月 31 日で切り替えとなり、新たな証書については、10 月発送と話がありました。（市子ども福祉課確認済み。）